

# 国保

国民健康保険  
加入の皆様へ  
出産育児一時金  
に関する  
お知らせです。

本 厅 税務住民課国保年金係 内線513  
総合支所 税務住民課税務係 内線753

# INFORMATION Support

## 出産育児一時金 受領委任払制度がスタート

出産費の準備に要する負担を軽くし、安心して出産ができるよう、事前に手続きを行い、出産育児一時金を町から直接医療機関に支払う「出産育児一時金受領委任払制度」が18年11月からスタートしました。

この制度を利用すると、出産について、35万円を限度に町が直接医療機関へ支払うため、高額な出産費の準備をする必要がなくなります。

### 出産育児一時金受領委任払制度の内容

#### 対象

妊娠4ヶ月以上であり、出産費用について医療機関等から請求を受けている国民健康保険の被保険者。

※国民健康保険税の納付状況によっては、対象とならない場合もあります。

#### 支払方法

一子あたり35万円を限度に町から医療機関等に支払います。

※なお、出産費用が35万円に満たない場合は、その差額を世帯主に支払います。  
その場合は、医療機関等の請求書の添付が必要です。

#### 申請用紙

出産育児一時金受領委任払申請書

※役場本庁及び総合支所の税務住民課（窓口）にあります。

#### 備考

この制度利用は、次の手続が必要です。

①医療機関の承諾を得て申請する。

②決定書を受け取ったら、医療機関に提示する。

③出産後、出産費の請求書をそえて、出産育児一時金支給の申請をする。

上記の制度を利用されない方は、従来どおりの方法で申請を受け付けています。

### 通常の出産育児一時金制度の内容（従来の申請）

#### 対象

国民健康保険の被保険者が出産したとき、又は妊娠4ヶ月以上で流産・死産したとき

#### 支払方法

一子あたり35万円（原則口座振込み）

#### 申請に必要なもの

印鑑、保険証、出生等の届書、世帯主の口座が確認できるもの

#### 申請用紙

出産育児申請書

※但し、他の健康保険などから出産育児一時金に相当する給付を受けられる場合を除きます。

# ADVICE

# Health

# 医療



訪問看護  
ステーションを  
ご紹介します。

和水町立病院  
0968-86-3105

頼りになります!

## 町

立病院では、自宅で療養  
されている方々の訪問看  
護を行っております。



▲私たちがお伺いします  
(訪問看護ステーションスタッフ)

### 訪問看護サービス内容

#### ②日常生活の援助

- 身体のケア（清拭・入浴介助）
- 食生活の援助・排泄のケア
- 療養環境の整備
- 寝つきり、床ずれ予防のためのケア
- コミュニケーションの援助
- 終末期の援助
- 療養上の指導



#### ①病状観察

- 健康チェック（血圧・体温・呼吸・脈拍など）
- 健常生活への助言
- 心の健康、社会とのつながりなど
- 特別な症状の観察と助言

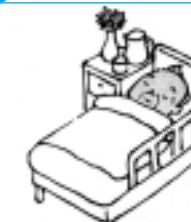


#### ③リハビリテーション

- 体位変換、関節などの運動
- 日常生活動作の訓練（食事・排泄・移動・入浴）
- 歩行訓練



#### ④ホスピスケア・難病の看護



#### ⑤認知症の看護

- 認知症のケアと相談
- 生活のリズムの取り方
- 認知症悪化防止のケア



#### ⑥医師の指示による医療処置

- 慢性疾患の看護と療養生活の相談指導
- 床ずれその他の創部の処置
- 留置カテーテルの管理
- 服薬管理、指導
- 持続点滴（IVH）の管理
- 経管栄養（胃ろう・腸ろう・鼻腔栄養）の管理
- 在宅酸素の管理



#### ⑦介護相談

- あらゆる病状に対する介護、日常生活に関する相談
- 家族の精神的支援



#### ⑧その他のサービス

- 他の保健・医療・福祉サービスの利用紹介など
- 介護用品の紹介など



## 和水町の訪問看護ステーション